

調査報告

# 大阪府内市町村の 地球温暖化対策の現状と課題

2010年2月  
全大阪消費者団体連絡会  
ゴミ問題懇談会

## はじめに

地球温暖化は私たちの未来を左右する重大な問題です。その対策は急務であり、消費者も対策に参画していくことが不可欠です。

国は昨年12月に開かれたCOP15などの国際交渉に取り組み、日本全体の温室効果ガス削減目標やその対策の策定が行われていることは知られています。しかし、私たちが日々生活し温室効果ガスを排出している地域である市町村がどのように取り組んでいるかについては、あまり知られていないのが実態ではないでしょうか。

そこで、大阪府内の市町村の地球温暖化対策の現状と課題を明らかにするために、アンケートとヒアリング調査に取り組みました。

### 1. 地球温暖化問題の基礎知識

#### 1) 地球の温暖化を疑う余地はない

1906～2005年までの100年間で世界平均気温は0.74℃上昇し、20世紀の100年間で世界平均海面水位は17cm上昇しました。(図1)

その原因は、1750年頃の産業革命以降、化石燃料の大量使用等の人間活動により、大気中の温室効果ガス濃度が急増したことにあります。

温暖化の最大の原因物質・CO<sub>2</sub>の大気中濃度は産業革命前の1.35倍になっています。また、1970～2004年に人間活動によるCO<sub>2</sub>排出量は80%も増加しています。(図2)

今、自然が年間に吸収するCO<sub>2</sub>は31億トンですが、人間活動が排出するCO<sub>2</sub>は72億トンに達しており、早急に自然の吸収量まで減らす必要があります。(図3)

#### 2) 地球温暖化の予測と影響

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告書は、今世紀末までの追加的な温暖化対策を含まない社会経済の予測シナリオでは、世界平均気温は1.1～6.4℃の範囲で上昇し、海面水位は

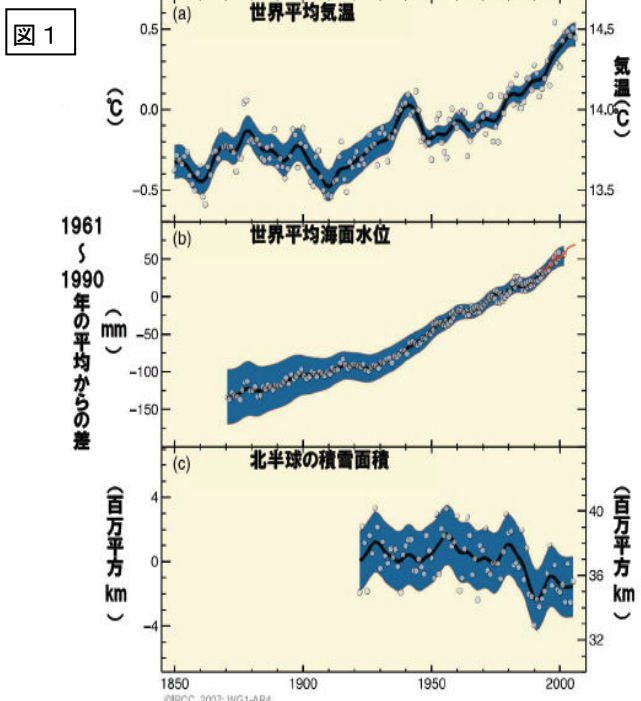


図1

世界平均気温、世界平均海面水位、北半球の積雪面積 (IPCC, 2007)

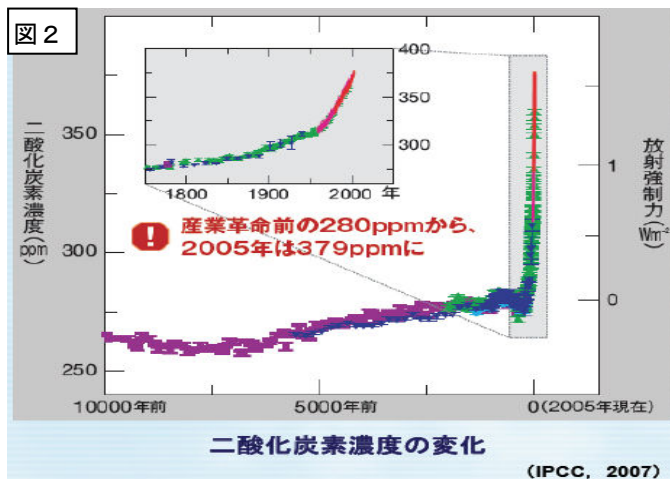
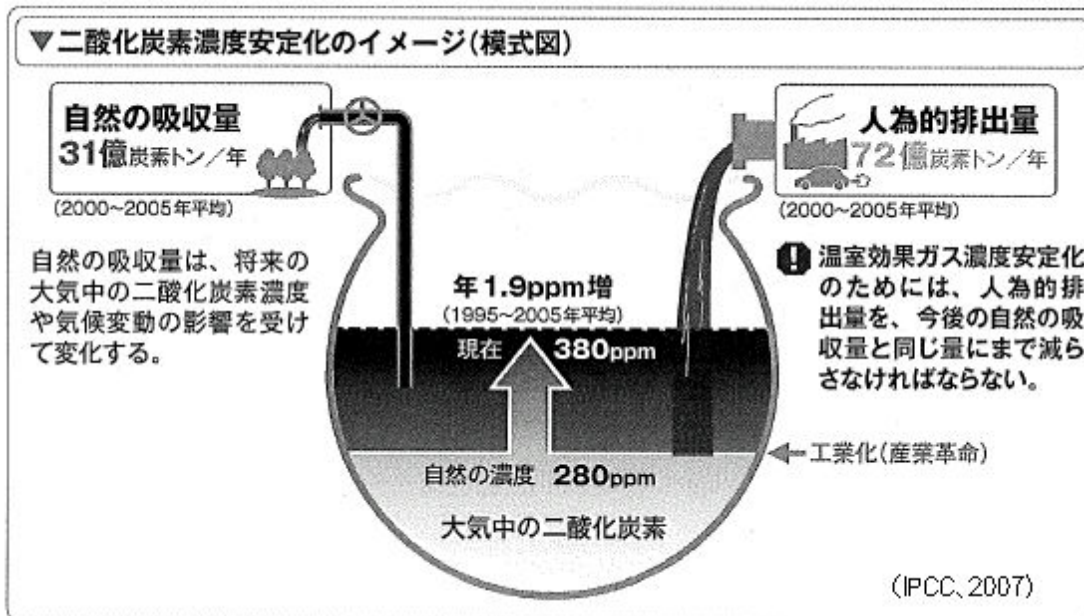


図2

二酸化炭素濃度の変化

(IPCC, 2007)

図3



18~59cmの範囲で上昇する可能性が高い(1980~99年平均比)としています。(図4)

世界の環境NGOのネットワークである気候行動ネットワークは、「気温上昇幅を工業化(1850年頃)以前から2℃未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により、人類の健全な生存が脅かされる可能性がある」と警告しています。(参考:図5)

IPCCは、気温上昇を2.0~2.4℃に抑えるためには、2015年までにCO2排出量をピークとし、2050年までに2000年比で50~80%削減することが必要であり、先進国は2020年までに90年比で25~40%削減、2050年までに80~95%削減が必要であるとしています。

私たちは今すぐ温暖化対策に取り組まなければならない状況にあります。

図4

世界平均気温と世界平均海面水位の予測  
(1980~1999年の値に対する変化量)

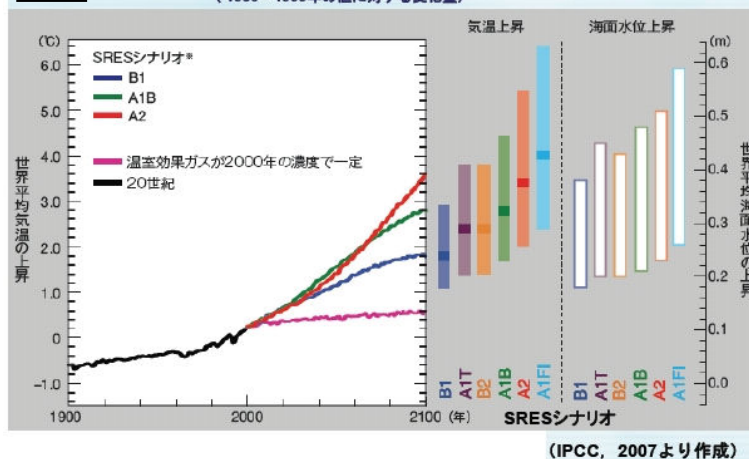
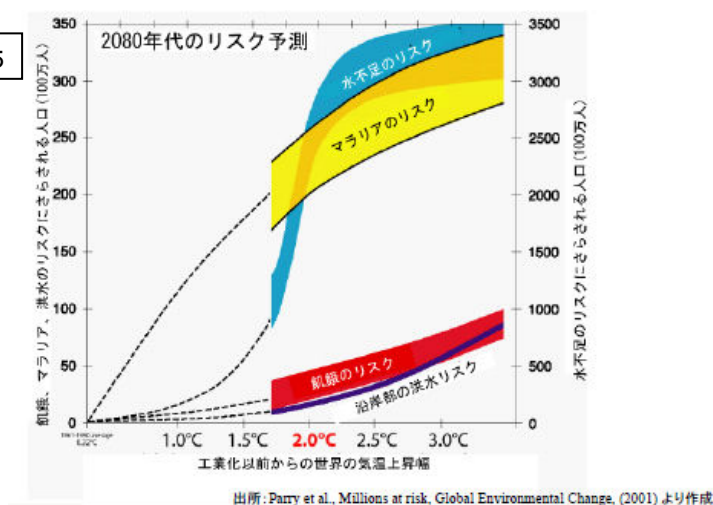


図5



## 2. 地球温暖化対策の枠組み

### 1) 国際的な枠組み

以下の通り、国連気候変動枠組条約に基づいて、国際的な協議が行われています。

#### 国連気候変動枠組条約

- ・1992年採択。地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定。194カ国・地域が締結。
- ・目的：温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準に安定化させる
- ・原則：共通だが差異ある責任、及び各国の能力に従い、気候系を保護
- ・最高意思決定機関：締約国会議（Conference of Parties / COP）

#### 京都議定書

- ・1997年に京都で行われた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択。2005年発効。190カ国・地域が締結。
- ・目的：2008～2012年までの期間中に先進国全体の温室効果ガス6種の合計排出量を1990年に比べて少なくとも5%削減する。
- ・削減目標：先進国に法的拘束力のある国別数値目標を設定。日本は90年比-6%。  
（ただし、日本の削減目標は、森林吸収源対策で3.8%、排出量取引などの京都メカニズムで1.6%の確保を目標としており、実質の排出削減は0.6%）

#### コペンハーゲン協定

- ・2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで行われたCOP15で合意には至らなかったものの、「留意する」とされた。
- ・主な内容：①世界全体の長期目標として、気温上昇を2℃以下に抑制するために排出削減が必要であることを認識する  
②先進国は、途上国の削減努力に対して、2010～2012年間に300億ドルを拠出、2020年までに年間1,000億ドルの資金を供与する  
③2010年1月末までに、京都議定書締約国は2020年の削減目標を、非締約国は削減行動を届出する
- ・日本は、「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意」を前提に、2020年に90年比25%削減の目標を届け出た。

### 2) 国内法の枠組み

以下の通り、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、京都議定書目標達成に向けた計画策定・実施が進められています。

なお、昨年誕生した鳩山内閣は2050年までに80%、その通過点として2020年までに1990年比で25%削減することを目指す「地球温暖化対策の基本法案」を2010年通常国会に提出する予定です。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

- ・ 京都議定書採択を受けて1998年に公布。
- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を定める。

### 京都議定書目標達成計画

- ・ 温対法に基づき 05 年 4 月に閣議決定。08 年 3 月改定。
- ・ 京都議定書の着実な実施に向け、「地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進する」

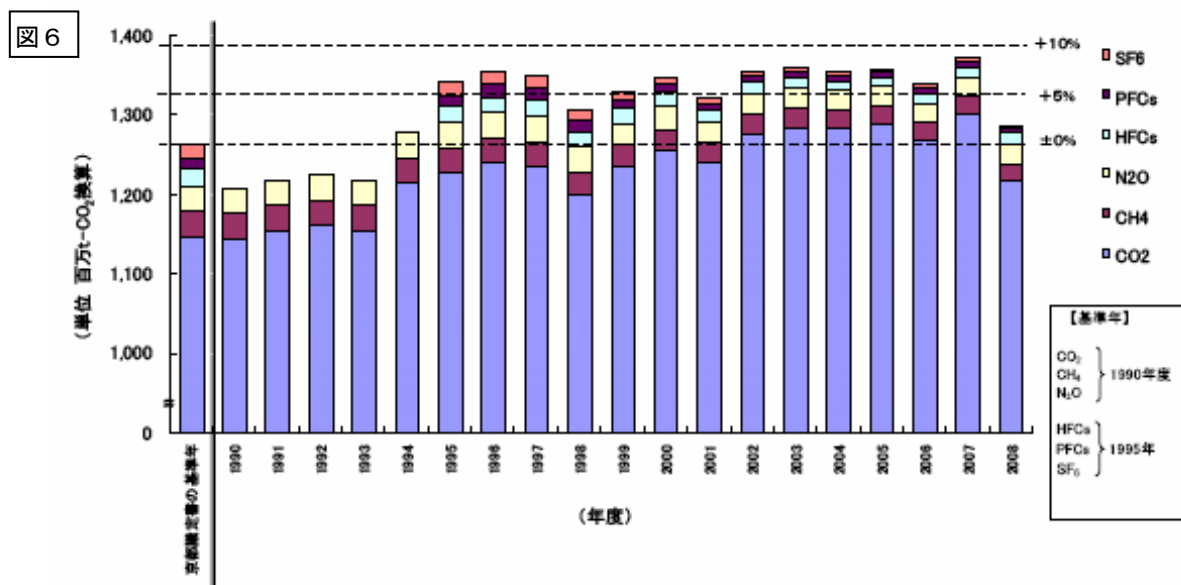
### 低炭素社会づくり行動計画

- ・ 08年7月閣議決定。目標達成計画の記述をより具体化。
- ・ 「2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するために、2050年までの長期目標として現状から60～80%の削減を行う。来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表」

## 3) 日本の温室効果ガス総排出量の推移

日本の温室効果ガス総排出量は基準年である 1990 年より増加して推移しています。

08 年速報値は急激な景気後退により昨年比で 6.2%減少していますが、基準年比では 1.9%増加しています。(図 6)



## 3. 地方公共団体の責務と温暖化対策計画策定の義務

### 1) 温対法（1998 年）の規定

温対法は、地方公共団体の責務として以下の3項目を掲げています。

- ① 区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策の推進。
- ② 自らの事務事業での温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全・強化のための措置。

③区域の事業者又は住民の活動促進を図るための措置を講ずるように努める。

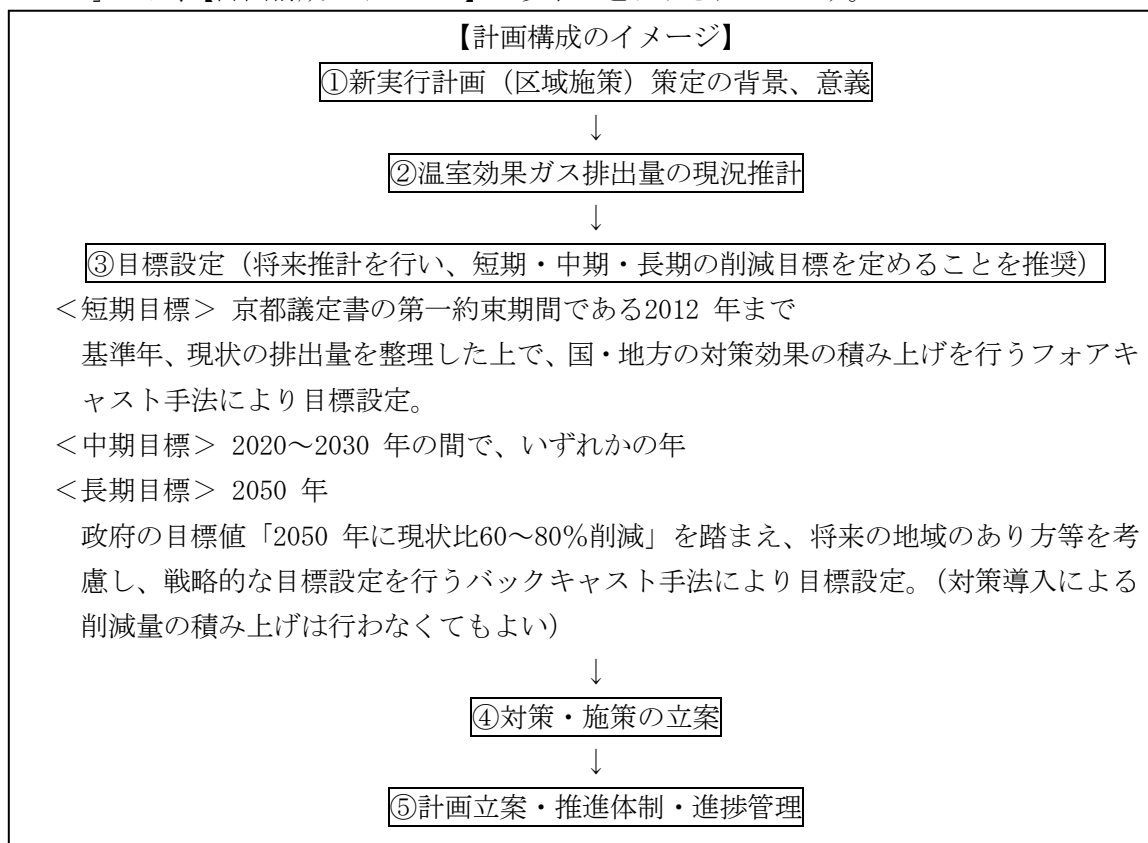
その上で、自らの事務事業での温暖化対策実行計画の策定をすべての地方公共団体に義務づけた。一方で、区域の温暖化対策計画の策定は努力義務にとどめました。

## 2) 2008年6月温対法改正…区域の温暖化対策計画の拡充

温対法は08年6月に改正され、区域の温暖化対策計画(区域施策)の策定が、都道府県、政令市、中核市、特例市に義務付けられました。

また、区域施策で定めるべき内容、策定方法等について、以下のように充実が図られました。

- ・計画期間、目標に加え、①自然エネルギー導入の促進、
  - ②地域の事業者、住民による省エネ、その他の排出抑制の推進、
  - ③公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善等、
  - ④廃棄物の発生抑制その他の循環型社会の形成、の4項目が義務的記載事項とされた。
- ・「区域施策は都市計画・農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映すること」  
「住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を実施すること」  
「関係行政機関、関係地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員・センター、事業者、住民がこぞって参画し、計画策定の協議・実施の連絡調整を行う実行計画協議会を組織できる」と規定した。
- ・09年6月に環境省が作成した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」では、【計画構成のイメージ】が以下の通り示されています。



#### 4. 【アンケート結果】府内市町村の温暖化対策計画の策定状況

##### 1) アンケートの実施・回収

実施時期	09年10～12月
対象	府内全43市町村
回答	40市町村（回収率93%。未回答：富田林市、柏原市、高石市）

##### 2) 温暖化対策予算・職員体制は不十分。自治体間の格差大。

予算と職員数についての回答の特徴は以下の通りです。

##### 【予算、職員数】

自治体	人口(人)	09年度当初予算の 一般会計(HPより) (千円) *1	09年度の当初予算 中の地球温暖化対 策予算(千円) *2	当初予算に 占める割合 (*2/*1)	職員数		うち 非常勤	
					専任	兼任		
政令市 大阪市	2,652,099	1,627,762,000	58,000	0.004%	10			
中核市 高槻市	358,539	97,498,093	20,341	0.021%	6	2	0	
特例市 吹田市	352,581	109,958,689	70,400	0.064%	9	6	0	
特例市 茨木市	272,019	74,200,000			0	2	0	
特例市 豊中市	387,389	120,027,731	19,910	0.017%	5	2	1	
	摂津市	83,852	31,353,007	7,450	0.024%		1	0
	池田市	103,845	34,443,000				6	
	箕面市	127,402	34,130,000	5,408	0.016%	0	3	
	島本町	29,382	8,306,000	840	0.010%	0	3	
	豊能町	23,728	5,892,000	16	0.000%		2	
	能勢町	12,600	3,900,000	0	0.000%	0	3	0
中核市 東大阪市	506,568	173,302,000	3,500	0.002%	0	6	2	
特例市 枚方市	410,597	102,600,000	1,230	0.001%	0	5	0	
特例市 寝屋川市	243,351	71,150,000				1		
特例市 八尾市	273,292	85,699,058	1,231	0.001%		2	0	
	守口市	147,698	50,967,000			0	4	0
	大東市	128,376	36,558,563	655	0.002%	0	1	0
	門真市	131,556	44,123,000	約300	0.001%	1		
	四條畷市	57,602	16,146,000	0	0.000%		3	
	交野市	79,216	20,053,990	79,222	0.395%		1	
	柏原市	75,131	20,858,939	80	0.000%		3	
政令市 堺市	836,673	319,400,000	13,700,000(クールシ ティ堺関連予算)	4.289%	17	0	3	
特例市 岸和田市	200,176	65,594,524	1,500	0.002%	1	2		
	泉大津市	78,080	23,796,000				4	
	和泉市	184,718	51,900,000	1,028	0.002%	1	1	0
	泉佐野市	103,012	38,751,072	0	0.000%	2	2	
	貝塚市	90,617	31,741,180	699.58	0.002%	0	5	0
	阪南市	58,199	13,837,000	0	0.000%	1	0	0
	忠岡町	17,690	6,060,600	0	0.000%			3
	熊取町	44,588	10,356,363	0	0.000%		1	
	田尻町	8,194	5,550,000	0	0.000%		1	
	岬町	18,471	6,282,000	—			2	2
	河内長野市	116,112	30,110,000	20	0.000%		4～9月 2 9～3月 1	
	松原市	127,085	35,570,000	0	0.000%	0	7	0
	羽曳野市	119,667	34,743,481	0	0.000%		1	
	藤井寺市	66,673	18,314,000	0	0.000%	0	1	
	大阪狭山市	57,955	15,890,509	490	0.003%	0	3	0
	太子町	14,501	3,984,102		0.000%		1	
	河南町	16,684	4,735,898	244	0.005%		1	
	千早赤阪村	6,438	2,741,860	—			2	
合計	8,622,356	3,488,287,659	13,972,565		53	91	11	
平均	215,559	87,207,191	349,314	0.401%	1.33	2.28	0.28	
			6,814*	0.008%				

\*堺市を除いた平均

- ・予算「0円」という回答が10自治体、金額未記入等が8自治体。合計45%に達します。
- ・専任の職員が配置されているのは10自治体（25%）で1～17名でした。
- ・人口あたりの専任職員数は、吹田市、堺市では4万人に一人の水準です。一方で、人口50万人規模の東大阪市、人口40万人規模の枚方市では専任職員が配置されていません。
- ・堺市が、予算・職員ともに多いのは、09年1月に堺市が環境モデル都市（地球温暖化対策への対応を抜本的に見直し、現在の個別分野的アプローチから分野横断的な統合アプローチに進化させて低炭素社会の構築をめざす）の認定を受けて、環境モデル都市行動計画を策定・予算化しているためと思われます。

（注：地球温暖化対策予算については、予算のどの部分をそれとして回答するかが統一されていないため、単純な金額比較はしていません。）

※全体的には、温暖化対策が市町村の課題・責務として十分に位置づけられているとは言えない状況です。意識的に取り組んでいると考えられる自治体は一部であり、取り組みの格差が大きくなっています。

### 3) 区域の対策計画を策定しているのは5市にとどまる

次に、区域の対策計画の策定状況です。

#### <策定義務のある11市>

- ・策定義務のある府内11の政令市・中核市・特例市のうち、大阪市、堺市、枚方市、豊中市の4市が策定済みです。
- ・未策定の7市も2011年度までには策定予定です。
- ・策定予定のある7市は、住民参画の手法として、吹田市が「策定委員会への市民参加」、八尾市が「市民会議を立ち上げ」、4市がパブリックコメント、2市が市民アンケートとしています。（重複あり）

自治体名		計画策定	策定予定	排出量把握
政令市	大阪市	2002年		○
	堺市	2003年		○
中核市	東大阪市	×	2010年3月	×
	高槻市	×	2010年度末	×
特例市	枚方市	2007年		○
	豊中市	2007年		○
	吹田市	×	2011年3月	○
	八尾市	×	2010年3月	×
	茨木市	×	2011年度	×
	寝屋川市	×	2010年度	×
	岸和田市	×	2010年度	○

※改正温対法で策定義務が付されたことにより、策定が進みつつある状況です。

※改正温対法は策定過程への住民参加を重視していますが、回答を見る限り、積極的な自治体は一部にとどまっています。

#### <区域の対策計画策定義務のない29市町村>

- ・策定義務のない自治体のうち「計画策定済み」は箕面市だけです。
- ・「策定予定あり」は和泉市と摂津市です。

区域計画の策定	策定済み	1
	未策定・策定予定あり	2
	未策定・策定予定なし	26
区域排出量の把握	把握している	4
	把握していない	25

・排出量を把握しているのは、和泉市、箕面市、池田市、貝塚市です。

・策定予定のない理由では、19自治体(73%)が「財政的・力量的に困難」を挙げました。  
「策定する意義・必要性が乏しい」は6自治体、「そもそも検討したことがない」も3自治体ありました。

区域施策を策定していない理由（26自治体、複数回答）	
①COP15の目標が決まっていないから	1
②国の削減目標が決まっていないから	0
③策定する意義・必要性が乏しいから	6
④財政的・力量的に困難だから	19
⑤そもそも検討したことがないから	3
⑥その他	5

※策定義務のない自治体では計画策定がほとんど進んでいません。その最大の原因は、策定に関する負担の重さとなっており、国や府による財政的・技術的支援の強化が必要と考えられます。

※一部に温暖化対策の必要性に対する担当部局の認識の低さが見られます。

#### <5市が策定している区域の対策計画について>

- ・いずれも08年の温対法改正前に策定されています。
- ・2000～2003年に策定した3市が見直し時期を迎えています。
- ・2007年策定の豊中市では中期・長期目標が、枚方市では中期目標が定められています。

	策定年	基準年	短期目標		中期目標		長期目標	
大阪市	2002年	1990年	2010年	-7%				
堺市	2003年	1990年	2010年	-8%				
枚方市	2007年	2005年	2012年	-17%	2030年	-50%		
豊中市	2007年	1990年	2020年	-20%	2030年	-40%	2050年	-70%
箕面市	2000年	1990年	2010年	-6%				

自治体名	a)計画の名称	b)策定時期	c)策定時の住民参加・意見反映の方法	d)公表方法	j)計画見直しの予定			
					予定の有無	予定時期	準備状況	住民参加・意見の反映方法
大阪市	大阪市地球温暖化対策地域推進計画	2002年8月	本計画を策定するために、温暖化防止活動の現状や将来のあり方について、市民や事業者の意見をアンケート調査により聴取した。	本市のホームページ	あり *注)ヒアリングによる	2011年度	09年度末に環境審議会が答申を予定	
堺市	堺市地域省エネルギービジョン(さかい省エネアクションプラン)	2003年3月	自治会、消費生活協議会、社会福祉協議会の代表が参加。パブリックコメントを実施し、住民意見を反映。	印刷物(本編、概要版)の作成、配布。ホームページでの公開	あり	2010年度以降	今後進め方を検討する	パブリックコメントの実施
枚方市	枚方市地球温暖化対策地域推進計画	2007年6月	・枚方市環境審議会に諮問 ・計画案についてインターネットアンケート及び窓口アンケートを実施	市ホームページで公表	未定			
豊中市	豊中市地球温暖化防止地域計画	2007年11月	策定委員会に公募による市民委員3名が参画。策定過程において、パブリックコメント(市民意見を募集し計画に反映)を実施。	冊子の作成・配布。ホームページへの掲載。	なし			
箕面市	箕面市地球環境保全行動計画	2000年3月	公募による市民、公募及び団体推薦による事業者、行政職員で構成された箕面市地球環境保全行動計画策定会議等を設置し計画を策定した。また、計画の素案についてはパブリックコメントを実施し広く市民の意見を募集し計画に反映した。	計画の概要版を作成し、市内の全戸に配布。ホームページで公表。	あり	2009年度・2010年度	計画の見直しの1年目にあたる今年度は、次期計画策定の基礎となるデータ収集のための基礎調査を行います。	策定会議に環境に精通した市民団体の代表に参加していただき意見を聴取している。又、計画策定にあたってはパブリックコメントを実施する予定。

注：大阪市は2011年度までに90年比-10%の修正目標を設定。

豊中市、箕面市の削減目標は人口1人あたり。

堺市は09年に別途策定した「環境モデル都市行動計画」で、05年比で2020年に+5%、2030年に-15%、2050年に-60%の目標を定めている。

※豊中市の計画が2050年のあるべき姿から逆算して目標・対策を設定するバックキャスティングアプローチにより立案されていること、豊中市と箕面市で公募による市民委員が参加して計画策定が行われていることが注目されます。

#### <区域の温室効果ガス排出量の把握>

・区域の排出量を把握しているのは10自治体(25%)です。

※市町村が把握しているのは、排出総量でも人口でも府内の2/3であり、残り1/3は把握されていない状況です。

※区域施策の策定義務を持つ11市のうち、排出量を把握していない5市は専任職員を配置していない5市と

一致します。排出量把握には一定の業務水準が必要であることが示唆されます。

※人口1人当たり排出量は、最大10.1t、最少3.8tで、約2.7倍の違いがあります。自治体毎に排出状況が違うことが示されており、対策計画も地域の特性に応じて各自治体が策定することが求められます。

【直近で把握している温室効果ガス排出量(区域)】					
	自治体名	人口	年度	排出量(CO2換算)	
				排出総量(万t)	1人当たり(kg)
政令市	大阪市	2,652,099	2006	2,099.0	7,900
政令市	堺市	836,673	2005	850.6	10,170
特例市	枚方市	410,597	2000	198.2	4,800
特例市	豊中市	387,389	2007	147.1	3,802
特例市	吹田市	352,581	2006	206.4	5,880
特例市	岸和田市	200,176	2005	131.7	6,500
	和泉市	184,718	2007	82.9	4,519
	箕面市	127,402	2005	52.4	4,100
	池田市	103,845	2007	55.1	5,300
	貝塚市	90,617	2005	54.2	6,000
	平均	534,610		387.8	5,897
			大阪府 07概算	排出総量(万t) 5,713	1人当たり(kg) 6,470

#### 4) 6自治体が事務事業の対策計画を未策定

・事務事業については全ての市町村に温暖化対策計画策定が義務づけられていますが、6自治体は策定しておらず、そのうち4自治体では策定予定もありません。

・策定済みとした自治体でも、6自治体は目標年度が08年以前であり、既に過ぎています。それ以外で1自治体が排出量を把握していません。これらを除き、09年時点で目標を持ち計画を実行していると考えられるのは27自治体(68%)にとどまります。

		排出量把握	排出量未把握
策定済み	目標年度前	27自治体	藤井寺市
	目標年度超過	八尾市、松原市、羽曳野市、池田市、柏原市	田尻町
未策定	策定予定あり	門真市、大阪狭山市	
	策定予定なし	能勢町	岬町、太子町、千早赤阪村

- ・未策定の理由は、4自治体が「財政的・力量的に困難」としました。  
「策定する意義・必要性が乏しい」が3自治体、「そもそも検討したことがない」が1自治体ありました。

事務事業の計画を策定していない理由（5自治体、複数回答）	
①COP15の目標が決まっていないから	0
②国の削減目標が決まっていないから	0
③策定する意義・必要性が乏しいから	3
④財政的・力量的に困難だから	4
⑤そもそも検討したことがないから	1
⑥その他	0

※法的義務でありながら策定していない自治体、目標年度を過ぎて策定し直していない自治体が1／3にも及んでいることは問題であり、直ちに策定されるべきです。国・府も指導・援助を強化すべきです。

## 5. 自治体ヒアリング調査の特徴的な内容

09年9～11月に、区域の対策計画を策定済みの大阪市、堺市、枚方市、箕面市の担当課を訪問し、ヒアリング調査を行いました。（豊中市については日程調整の関係で実施できませんでした。）

特徴的な内容	
対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市では事業者と行政で地域協議会を設立。参加している事業者は前向き。地域の独自エコポイントも検討中。</li> <li>・堺市では「環境モデル都市行動計画」が策定されて、都市計画の中心に環境が据えられ、7割以上の一戸建て住宅への太陽光発電の設置、LRT（次世代型路面電車）の整備など、温室効果ガス削減の大胆な中長期的戦略が定められている。 （注：LRTについては09年の市長選の結果、計画の見直しが行われている）</li> <li>・堺市、枚方市、箕面市では、緑（里山）の保全活動が住民参加で進められている。</li> <li>・各市とも、子どもを対象とした啓発・教育活動を重視している。</li> <li>・事業活動への規制は自治体では難しく、国の責任で進めてほしいとのこと。</li> </ul>
住民参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面市では、99年に9ヶ月をかけ、市民部会とそのワーキンググループで18回、全体では43回の会議で重ねて計画を策定。参加した市民を中心メンバーとするNPOが作られ、市からの委託事業として小学校で環境授業を行うなど、策定後の温暖化対策施策の推進力となっている。ただし、現在計画改定時期だが、予算・人員が半減以下になっており、同じことはできない状態とのこと。</li> </ul>
共通する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向けも事業者向けも啓発中心の取り組みに終わりがち。事業者に対して規制的な手法に踏み込めていない。</li> <li>・市民に情報を届けることが難しい。（温暖化問題への市民の関心がまだ低いと指摘する自治体もあった。）</li> <li>・排出量計算等には専門技術が必要で、コンサルタントに依頼すれば数百万円かかるとのこと。特に小規模自治体での区域施策策定には負担軽減策が必要。</li> </ul>

## 6. 調査のまとめ

### 1) 遅れている自治体の温暖化対策

地球温暖化は私たちの生存に関わる問題であり、どれだけ早く抜本的な対策を進めるかが問われています。府内でも一部の自治体では積極的な取り組みが行われ、貴重な経験も持っています。しかし、多くの自治体では取り組みが遅れていることが今回の調査で明らかとなりました。

区域施策の策定は、08年の温対法改正で策定義務が広がったことでその範囲ではようやく進み始めていますが、策定義務がない自治体へはほとんど広がっておらず、区域の排出量を把握していない自治体が多数です。全ての自治体に策定義務がある事務事業での対策計画ですら1/3が実質未実施です。住民から見て、自分が住んでいる区域の排出量が分からない、削減対策もないでは関心が広がらず、理解も納得もできません。

各自治体が、京都議定書目標達成計画の「市町村に期待される事項」と温対法の「地方公共団体の責務」をしっかりと認識し、取り組みを底上げすることが必要です。

区域の対策計画については努力義務では策定が進まない現状からすれば、すべての市町村への義務化も検討されるべきです。

京都議定書目標達成計画「市町村に期待される事項」
区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会等と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される。

### 2) 国・府の支援強化を

自治体の対策計画策定を進めるためには計画策定や排出量把握での負担の軽減が必要であり、国・府が支援を強化すべきです。

特に、排出量把握や将来推計については自治体がバラバラに費用をかけるのではなく、国・府が算定ソフトを提供したり、可能な部分は一括算定して提供する等の技術的支援を工夫することで、負担とムダを軽減することを検討すべきです。

### 3) 温暖化対策計画を都市計画の中心に

自治体の対策計画は作ることが目的ではなく、実践し温暖化防止を実現することが目的です。温暖化を防止するためには社会経済システムの抜本的改革が必要であり、それだけの改革を進めるためには温暖化対策を自治体の都市計画の中心に位置付けることが不可欠です。

その際、大量排出源である事業活動への対策も重要となります。直接的な排出規制は国が責任もって行うべきではありますが、自治体も間接的な対策を工夫すると同時に、直接的な規制についても国の施策任せではなく、地域にとって必要であることは先進的に行うという姿勢を持つべきです。

(例えば、首都圏では東京、埼玉、千葉、神奈川の4都県と横浜、川崎、千葉、さいたまの4政令市が共同し、大量排出事業者に対しキャップ・アンド・トレード方式による排出量取引制度

の創設を検討中と報じられています。)

#### 4) 住民参画の拡充を

温暖化対策の成功の鍵は住民の理解・合意、そして参画です。計画策定段階で形だけではなく本質的な住民参画を得ることが、実施段階での参画の広がりを作る可能性を広げます。

単に意見募集して終わらせるのではなく、地域住民の参画を広げる大胆な手法を展開することが求められます。その中では、環境問題に取り組む市民団体との連携を進めることも有効な手法と位置付けられるべきです。

自治体の積極的な取り組みが期待されます。

(図の出典)

図1, 2, 4…「地球温暖化の影響・適応情報資料集」(09年2月 環境省地球環境局)

図3…「STOP THE 地球温暖化2008」(環境省パンフレット)

図5…「資料集—地球温暖化—」(地球環境と大気汚染を考える全国市民会議)

図6…2008年度温室効果ガス排出量(速報値)について(環境省)